

株 主 各 位

三重県桑名市吉之丸8番地

株式会社 柿安本店

代表取締役社長 赤塚保正

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月18日（木曜日）午後6時までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成29年5月19日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 三重県桑名市中央町三丁目20番地
NTNシティホール（桑名市民会館）大ホール
（名称は変わりましたが、場所に変更はございません。
末尾に記載いたします会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第49期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第49期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

4. 株主様へのお願い

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(<http://www.kakiyasuhonten.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業業績に支えられ、雇用・所得環境が堅調に推移する等、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、海外の政治情勢の不確実性の高まりから海外経済全体への影響が懸念される等、先行き不透明な状況が続く中、消費者の節約志向は根強く、依然として厳しい環境が続いております。

このような環境の中、当社グループは、ブランド価値向上の更なる追求を図るため、商品の上質化に継続して注力いたしました。お客様目線からの商品開発による高付加価値商品の提供はもとより、接客サービスの向上を図るため、接客接遇研修の強化等、現場力の向上にも取り組みました。

出退店・改装につきましては、和菓子事業「口福堂」5店をはじめ計14店を出店するとともに、5店の改装により既存店の活性化を図りました。一方、9店を退店いたしました。

<出退店の状況>

区 分	出 店	退 店	改 装	
株式会社柿安本店	精肉事業	精肉店舗 2店	精肉店舗 2店	—————
	惣菜事業	柿安ダイニング 店舗 2店	—————	柿安ダイニング 店舗 2店
		柿安上海DELI 店舗 3店		柿安上海DELI 店舗 1店
		柿安牛めし店舗 1店		
	和菓子事業	口福堂店舗 5店	口福堂店舗 4店	口福堂店舗 2店
レストラン事業	柿安店舗 1店	三尺三寸箸店舗 1店	—————	
		グリル店舗 1店		
食品事業	—————	しぐれ店舗 1店	—————	
	計14店	計9店	計5店	

以上の結果、当連結会計年度の売上高は43,508百万円（前連結会計年度（以下「前期」）比0.0%減）、営業利益は2,240百万円（同6.2%減）、経常利益は2,279百万円（同5.7%減）、また親会社株主に帰属する当期純利益は1,253百万円（同7.2%減）となりました。

(a) 精肉事業

精肉事業につきましては、高品質で安全・安心な商品をお値打ちに提供するため、小間きれ等の既存定番商品を継続的に見直すとともに、自社オリジナルブランド牛「柿安牛」、まろやかな食感で人気のある沖縄ブランド銘柄豚「あぐ〜」等、価値ある商品の提供を通して他社との差別化を進めました。また、『究極の黒毛和牛 三重 柿安牛入り メンチカツ』等、肉惣菜を中心とした惣菜の取り扱いを強化する等、精肉事業の活性化を図りました。

出退店につきましては、出来立て惣菜を提供する惣菜コーナー複合店を仙台市の「セルバ」を含め2店を出店、入店先施設の閉鎖に伴うものを含め2店を退店いたしました。

この結果、当事業の売上高は15,002百万円（前期比1.4%減）、セグメント利益（営業利益）は1,109百万円（同11.2%減）となりました。

(b) 惣菜事業

惣菜事業につきましては、大人気基幹商品である『黒毛和牛 牛めし』に季節商品の『黒毛和牛 牛めし&国産 うな重』を加える等、ラインナップ強化を図るとともに、彩りだけでなく栄養価も高い旬の食材や流行の食材を使用し、健康や美容を意識した商品開発に注力いたしました。また、幅広いメニュー展開によるお客様の利便性向上を図るため、洋惣菜「柿安ダイニング」、中華惣菜「柿安上海DELI」の複合型店舗を出店いたしました。

出退店・改装につきましては、三重県の近鉄百貨店四日市店や福岡県の岩田屋本店に複合型店舗を新規開設し、新宿高島屋では、洋惣菜「柿安ダイニング」の改装に併せて中華惣菜「柿安上海DELI」を出店する等、複合型店舗への移行を含め6店を出店、店舗の活性化を図るため3店の改装を行いました。

この結果、当事業の売上高は12,812百万円（前期比3.7%増）、セグメント利益（営業利益）は1,211百万円（同1.9%減）となりました。

(c) 和菓子事業

和菓子事業につきましては、大人気商品であるフルーツ大福シリーズの拡充による活性化を図りました。夏の「ぶどう大福」、秋の「栗大福」、「いちご大福」では水玉模様をあしらった『まるごといちご大福』の他、国産温州みかん濃縮果汁を白あんに練り込んだ『みかんいちご大福』を投入いたしました。また、現場力の向上のため、接客接客研修の充実等、人材強化にも努めました。

出退店・改装につきましては、口福堂5店の出店、2店の改装、4店を退店いたしました。

この結果、当事業の売上高は7,124百万円（前期比0.2%減）、セグメント利益（営業利益）は675百万円（同8.9%増）となりました。

(d) レストラン事業

レストラン事業につきましては、季節感のあるコーナー演出に注力いたしました。ピュウフェ業態では、春の彩りメニュー等、旬の食材を使用した商品を展開し、地域特性に合わせた取り組みを拡充し産地をテーマとした限定メニュー等を提供いたしました。また、グリル業態では、肉の老舗が手がける『ローストビーフ丼』をはじめとする、お肉の丼メニュー等、高付加価値商品の提供を進めました。

出退店につきましては、1店の出店、2店を退店いたしました。

この結果、当事業の売上高は4,994百万円（前期比3.4%減）、セグメント利益（営業利益）は95百万円（同58.4%減）となりました。

(e) 食品事業

食品事業につきましては、引き続き健康志向のおお客様にご好評いただいている減塩シリーズに加え、『はまぐりふっくら煮』等、野菜や魚介類等を素材として用いた日常使い向けにお楽しみいただける惣菜シリーズとの組み合わせギフトの取り組みを拡大した他、松阪牛のしぐれ煮をお値打ちにお求めいただける価格帯で『松阪牛しぐれ煮』の提供を開始いたしました。

この結果、当事業の売上高は3,574百万円（前期比1.7%減）、セグメント利益（営業利益）は343百万円（同8.9%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、急速に変化する食関連市場の中で積極的な事業展開と、お客様のニーズへの対応のため、総額で679百万円の設備投資（有形固定資産の他、無形固定資産及び長期前払費用を含む。）を実施いたしました。

主な投資といたしましては、店舗の出店及び改装に419百万円（レストラン事業215百万円、惣菜事業116百万円、精肉事業43百万円、和菓子事業43百万円）、工場の生産設備増強・更新に98百万円、社内IT環境の構築・整備に51百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 当社グループの現状の認識について

当社グループを取り巻く食関連業界における事業環境は、原材料価格の高止まりや人財確保のための関連コストの増加、また、食の安全・安心への対応や少子高齢化の進展など、今後も厳しいものが予想されます。

この厳しい経営環境の中でも、利益の創出とともに成長し続ける強い企業体質の構築を目指してまいります。

② 経営の基本方針

当社グループは、『おいしいものをお値打ちに提供する』の経営理念に基づき、徹底しておいしさの追求を行うとともに、潜在ニーズの掘り起こしを新商品及び新業態開発により行い、事業の新陳代謝を図ってまいります。

おいしさの追求は柿安の原点であり、これを企業メッセージに『おいしさ、育む。』と表現し、今後もおいしさの更なる磨き上げを目指し、生産者の顔の見える食材の開拓、拡大や鮮度向上など食材へのこだわり強化と併せ、店内厨房で料理人が毎日つくるおいしさの向上に努めてまいります。

③ 対処すべき課題と対処方針

新たなマーケットへの準備とともに、和菓子事業の出店エリア拡大、業態の多様化による出店強化、精肉・惣菜事業の安定的な出店により成長を図るとともに、各分野の商品開発力、技術力向上に向け人財育成、教育を強化してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第46期 (平成26年2月期)	第47期 (平成27年2月期)	第48期 (平成28年2月期)	第49期 (当連結会計年度) (平成29年2月期)
売 上 高 (百万円)	42,546	43,473	43,527	43,508
経 常 利 益 (百万円)	2,202	2,558	2,417	2,279
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,141	1,312	1,350	1,253
1株当たり当期純利益 (円)	93.18	110.77	120.08	116.22
総 資 産 (百万円)	18,170	19,519	17,689	17,997
純 資 産 (百万円)	13,026	14,009	12,944	13,404
1株当たり純資産額 (円)	1,099.60	1,182.60	1,186.90	1,252.08

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第46期 (平成26年2月期)	第47期 (平成27年2月期)	第48期 (平成28年2月期)	第49期 (当事業年度) (平成29年2月期)
売 上 高 (百万円)	42,319	43,260	43,304	43,291
経 常 利 益 (百万円)	2,118	2,480	2,340	2,195
当 期 純 利 益 (百万円)	1,205	1,264	1,302	1,198
1株当たり当期純利益 (円)	98.46	106.76	115.77	111.18
総 資 産 (百万円)	17,906	19,083	17,254	17,452
純 資 産 (百万円)	12,781	13,626	12,552	12,907
1株当たり純資産額 (円)	1,078.96	1,150.29	1,150.98	1,205.59

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業の内容
(連結子会社) 柿安グルメフーズ株式会社	10	100.0	量販店等へのしぐれ煮等の 卸売

(7) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社柿安本店）及び子会社1社により構成されており、主に、精肉、惣菜、和菓子、牛肉しぐれ煮の製造販売及びレストランの運営を行っております。

なお、当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

<精肉事業>

[当社]

松阪牛及び自社ブランド「柿安牛」を核に全国のブランド牛肉、豚肉や鶏肉から肉加工品・惣菜類に至る幅広い品揃えの専門店として展開を行っております。安全でおいしい牛肉の安定供給のために契約飼育農家との独自の肥育技術の開発・改良を行うとともに、加工の社内一貫体制を持ち、店頭販売の他、産地直送ギフトなどを扱っております。

<惣菜事業>

[当社]

「柿安ダイニング」（洋惣菜）、「柿安上海DEL I」（中華惣菜）など、主に百貨店におけるダイニング部門をはじめ、牛めし弁当専門店「柿安牛めし」、路面惣菜店「おかずや柿安」など多様な惣菜業態を展開しております。ダイニング部門では、全ての店舗に厨房を設置し、出来立てのおいしさにこだわるとともに、ライブによる躍動感を演出しております。また、旬の味覚、高品質野菜など厳選した食材を使用し、安全安心で体にやさしいメニューを提供しております。

<和菓子事業>

[当社]

量販店・駅ビル等の「口福堂」において、おはぎ・どら焼及びわらび餅などの和菓子を、主に高速道路サービスエリアの「柿次郎」にて、和菓子に弁当類を加え、製造販売を行っております。

<レストラン事業>

[当社]

「好きなものを、好きなときに、好きなだけ」をコンセプトに、旬の食材を使った健康的な料理を提供している「三尺三寸箸」や中華業態「上海柿安」のビュッフェ部門、松阪牛・柿安牛のすき焼、しゃぶしゃぶなどの肉料理と懐石料理等の日本料理を主力メニューに、落ち着いた店舗施設とサービスを加えた「柿安」部門及びハンバーグ専門店「炭火焼ハンバーグカキヤス」などのグリル部門を展開しております。

<食品事業>

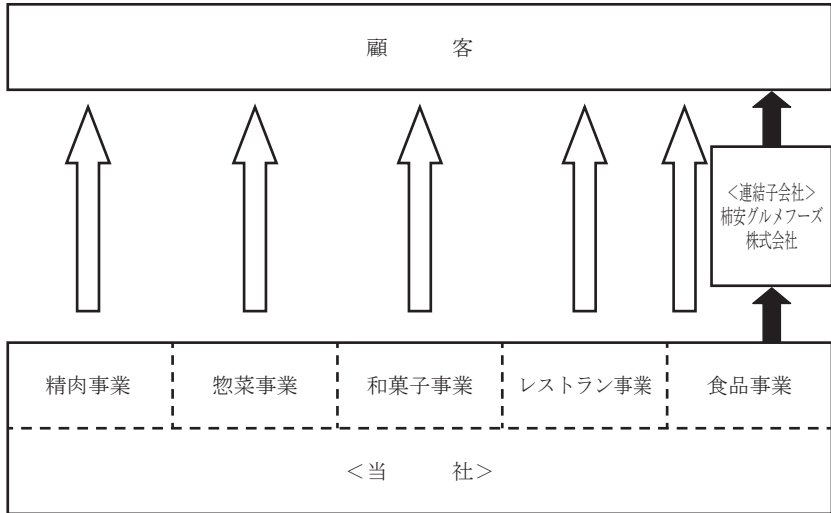
[当社]

主に百貨店におけるしぐれ煮及び松阪牛・柿安牛などの産地直送ギフトの販売を行っております。「しぐれ煮」は三重県桑名市に伝わる製法で素材の味を生かし、佃煮とは異なり柔らかく炊き上げたものであります。牛肉、海産物及び山菜類などの厳選した材料を使用した当社しぐれ煮類は、主に贈答用としてお歳暮・お中元ギフトに利用されております。

[柿安グルメフーズ株式会社]

主にしぐれ煮、和菓子ギフト商品等の量販店及びコンビニエンスストアへの卸売りを行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



[関係会社の状況]

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	出資比率 (%)	関係内容
(連結子会社) 柿安グルメフーズ 株式会社	三重県桑名市	10	量販店等への のしぐれ煮 等の卸売	100.0	当社は同社に当社製品 を供給しております。 役員の兼任等あり。

(8) 主要な営業所及び工場 (平成29年2月28日現在)

① 当社

本社	三重県桑名市
東京本部	東京都品川区
店舗	356店舗

店舗の地域別分布

区 分	精肉事業	惣菜事業	和菓子事業	レストラン事業	食品事業	計
	店	店	店	店	店	店
北海道	1	6	—	—	—	7
宮城県	2	1	—	—	—	3
山形県	—	—	1	—	—	1
福島県	—	—	1	—	—	1
茨城県	1	1	5	—	—	7
栃木県	1	2	2	—	—	5
群馬県	—	—	3	—	—	3
埼玉県	3	5	8	4	1	21
千葉県	2	6	14	1	3	26
東京都	5	26	11	6	8	56
神奈川県	5	3	12	1	2	23
新潟県	—	1	1	—	—	2
富山県	—	—	3	—	—	3
石川県	—	—	1	—	—	1
山梨県	—	—	1	—	—	1
長野県	—	—	2	—	—	2
岐阜県	1	—	5	1	—	7
静岡県	1	1	11	—	—	13
愛知県	5	12	29	9	3	58
三重県	3	2	10	2	—	17
滋賀県	—	—	4	—	—	4
京都府	1	3	3	1	1	9
大阪府	2	8	11	1	5	27
兵庫県	1	3	6	—	—	10
奈良県	—	—	4	—	—	4
和歌山県	—	—	1	—	—	1
岡山県	—	2	2	—	—	4
広島県	1	2	8	—	—	11
山口県	—	—	4	—	—	4
徳島県	—	—	1	—	—	1
香川県	—	—	3	—	—	3
愛媛県	1	—	—	—	—	1
福岡県	1	4	9	—	—	14
熊本県	—	—	3	—	—	3
大分県	—	—	2	—	—	2
鹿児島県	—	—	1	—	—	1
計	37	88	182	26	23	356

工場

ミートセンター	三重県桑名市
しぐれセンター	三重県桑名市
スイーツファクトリー	三重県桑名市

② 子会社の事業所

柿安グルメフーズ株式会社	三重県桑名市
--------------	--------

(9) 使用人の状況（平成29年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
精肉事業	281 (390) 名	21 (△16) 名
惣菜事業	379 (684) 名	30 (26) 名
和菓子事業	62 (901) 名	8 (△3) 名
レストラン事業	148 (323) 名	3 (△6) 名
食品事業	54 (51) 名	△4 (4) 名
全社（共通）	130 (39) 名	△9 (△20) 名
合計	1,054 (2,388) 名	49 (△15) 名

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,050 (2,388) 名	50 (△15) 名	39.4歳	7.7年

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 上記使用人数には、子会社等への出向社員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成29年2月28日現在）

当社の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社百五銀行	90百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	70百万円
株式会社みずほ銀行	35百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	17百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況（平成29年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 46,300,800株
- ② 発行済株式の総数 12,446,700株（自己株式1,740,627株を含む。）
- ③ 株主数 12,165名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社赤塚興産	852千株	8.0%
赤塚安則	309	2.9
赤塚保	296	2.8
株式会社百五銀行	273	2.5
東京海上日動火災保険株式会社	260	2.4
柿安社員持株会	214	2.0
赤塚保正	163	1.5
日本生命保険相互会社	150	1.4
赤塚勝子	146	1.4
赤塚正子	143	1.3

(注) 1. 当社は自己株式（1,740,627株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	赤 塚 保 正	柿安グルメフーズ株式会社取締役 リスク管理委員会委員長
取締役副社長	岡 本 貫 之	社長補佐
専務取締役	赤 塚 義 弘	業務全般統制担当 柿安グルメフーズ株式会社取締役
専務取締役	樋 尾 清 明	事業本部長 柿安グルメフーズ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	中 本 攻	中本総合法律事務所代表 フォスター電機株式会社社外監査役
取 締 役	上 垣 清 澄	
常 勤 監 査 役	祖 父 江 宗 大	柿安グルメフーズ株式会社監査役
監 査 役	梶 川 融	太陽有限責任監査法人代表社員会長 キッコーマン株式会社社外監査役
監 査 役	百 瀬 雅 教	
監 査 役	根 岸 康 二	キッコーマンレストラン株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役中本 攻氏及び上垣清澄氏は、社外取締役であります。
2. 取締役中本 攻氏は、弁護士 の 資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役のうち梶川 融氏、百瀬雅教氏及び根岸康二氏は、社外監査役であります。
4. 監査役梶川 融氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役中本 攻氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役梶川 融氏、百瀬雅教氏及び根岸康二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 当社は社外取締役中本 攻氏及び上垣清澄氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。

8. 当社は社外監査役梶川 融氏、百瀬雅教氏及び根岸康二氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	189百万円 (21百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	31百万円 (18百万円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (6名)	220百万円 (39百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成8年12月25日開催の第28期定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成8年12月25日開催の第28期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役は6名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であります。
5. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与の支払に対する引当金繰入額(取締役4名に対し34百万円)が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との兼職状況(他の法人等の業務執行者である場合)及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役中本 攻氏は、中本総合法律事務所代表及びフォスター電機株式会社社外監査役を兼務しております。
- なお、当社は中本総合法律事務所及びフォスター電機株式会社との間には特別の取引関係はありません。

- ・監査役梶川 融氏は、太陽有限責任監査法人代表社員会長及びキッコーマン株式会社社外監査役を兼務しております。

なお、当社は太陽有限責任監査法人及びキッコーマン株式会社との間には特別の取引関係はありません。

- ・監査役根岸康二氏は、キッコーマンレストラン株式会社代表取締役社長を兼務しております。

なお、当社はキッコーマンレストラン株式会社との間には特別の取引関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	中 本 攻	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的な見地から審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	上 垣 清 澄	平成28年5月20日の就任以来開催された取締役会11回のうち11回に出席し、過去の会社役員等の豊富な経験から審議に関して必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	梶 川 融	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、また、同じく開催された監査役会12回のうち12回に出席し、主に、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	百 瀬 雅 教	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、また、同じく開催された監査役会12回のうち12回に出席し、過去の会社役員等の豊富な経験から審議に関して必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	根 岸 康 二	平成28年5月20日の就任以来開催された取締役会11回のうち9回に出席し、また、同じく開催された監査役会9回のうち8回に出席し、過去の会社役員等の豊富な経験から審議に関して必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

東陽監査法人

② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、報酬見積の算出根拠等並びに非監査報酬などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、全役職員を対象とした行動指針として株式会社柿安本店行動規範を定め、これを全役職員に周知徹底させる。
 - ロ. コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
 - ハ. コンプライアンス等に関する情報について、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度（ホットライン）を整備するとともに、公益通報者保護法の趣旨に沿って制定された規程により、その運用を行う。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて適切な保存期間を「文書保存期間一覧表」に定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社グループのリスク管理を統括する部門としてリスク管理委員会を常設し、リスク管理規程を定めリスク管理体制の構築及び運用を行う。当委員会の委員長は、代表取締役とする。
 - ロ. 当社グループの各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理委員会へ定期的にリスク管理の状況を報告することにより、これを全社的認識事項とする。
 - ハ. 当社の監査役及び監査室は、当社グループの各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
- ロ. 各担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。
- ハ. 代表取締役は、当社の各担当取締役・執行役員及び子会社の取締役に、その執行状況を取締役会及び経営会議において報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する。また、子会社の業務の状況は、定期的に当社の取締役会に報告する。
- ロ. 会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切で、第三者との取引と比較して、著しく不利益に、また恣意的にならないよう常にこれを監視し、また必要に応じて外部専門家に確認する体制とする。
- ハ. 当社の監査役と監査室は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、当社の取締役会に報告する。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として、当社の監査室員を指名することができる。

⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

上記⑥に定める監査役の使用人は、専ら監査役の指示に従って、その監査役の補助に専念する。

また、その任命・異動に際しては、予め当社の常勤監査役の同意を得ることとし、当社の取締役からの独立性が確保できる体制とする。

- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
- イ. 当社の監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、当社グループの取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。
- ロ. 次のような緊急事態が発生した場合には、当社グループの取締役及び使用人は、遅滞なく当社の監査役に報告する。
- ・当社グループの財務及び事業に重大な影響を及ぼす恐れのある決定等の内容
 - ・その他著しい損失等会社経営に甚大な影響を与える事象が発生したとき、または発生することが予想されるとき
 - ・重大な法令違反または定款違反事実
- ⑨ 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役に対し報告した当社グループの取締役、監査役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。
- ⑩ 職務の執行について生ずる費用の前払いまたは処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社の監査役、監査室は各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項につき、協議及び意見交換するなど密接な連携を図る。
- ロ. 当社の監査役、監査室は、会計監査人とも連携するとともに相互に牽制を図る。
- ハ. 当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士・公認会計士及びその他の外部専門家を自らの判断で活用する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保する体制

金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を全うするため、内部統制システムの構築をさらに推進する。また、当該システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- イ. 当社グループは、上記の①イ. に定める行動規範の中に「反社会的勢力との関係の遮断」を明記し、こうした勢力との関係は理由の如何を問わず、これを排除する。
- ロ. 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関係団体が潜り込むことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分に調査する。
- ハ. 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士、その関係機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育、啓蒙を継続的に行う。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(重要な会議の開催状況)

取締役会は、経営上の意思決定及び業務執行の監督を行う機関として位置付け、運用を行っております。毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次確認しております。また、経営環境の変化に的確に対応するため、経営と業務執行体制の強化を目指し、執行役員制度を導入しており、取締役、執行役員及び部門責任者による経営会議を原則として月3回開催し、業務執行状況の確認を行い、業務執行の迅速化、情報の共有化及び法令遵守の徹底を図っております。

監査役会は原則として月1回開催し、状況により取締役に出席を求め、業務執行状況の説明を求め、監査業務の精度向上を図っております。また、内部監査担当者及び会計監査人との情報交換により、より効果的な監査業務の実施を図っております。

連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,109	流動負債	3,970
現金及び預金	6,610	買掛金	1,235
売掛金	2,571	1年内返済予定長期借入金	137
たな卸資産	693	リース債務	9
繰延税金資産	204	未払金	455
その他	29	未払法人税等	481
固定資産	7,887	未払消費税等	190
有形固定資産	6,112	未払費用	938
建物及び構築物	3,114	賞与引当金	366
機械装置及び運搬具	283	役員賞与引当金	34
工具器具及び備品	412	その他	123
土地	2,261	固定負債	621
リース資産	17	長期借入金	75
建設仮勘定	22	リース債務	9
無形固定資産	197	資産除去債務	462
ソフトウェア	116	その他	74
ソフトウェア仮勘定	62	負債合計	4,592
その他	18	純資産の部	
投資その他の資産	1,578	株主資本	13,282
投資有価証券	206	資本金	1,269
繰延税金資産	131	資本剰余金	1,074
差入保証金	833	利益剰余金	13,952
退職給付に係る資産	166	自己株式	△3,014
その他	239	その他の包括利益累計額	122
資産合計	17,997	その他有価証券評価差額金	19
		退職給付に係る調整累計額	102
		純資産合計	13,404
		負債・純資産合計	17,997

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		43,508
売 上 原 価		22,556
売 上 総 利 益		20,951
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,711
営 業 利 益		2,240
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3	
そ の 他	45	49
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
そ の 他	6	10
経 常 利 益		2,279
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	
そ の 他	0	4
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10	
減 損 損 失	186	
そ の 他	10	207
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,076
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	803	
法 人 税 等 調 整 額	19	822
当 期 純 利 益		1,253
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,253

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から)
(平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
平成28年3月1日残高	1,269	1,074	13,190	△2,641	12,892
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△490		△490
親会社株主に帰属する当期純利益			1,253		1,253
自 己 株 式 の 取 得				△372	△372
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	762	△372	389
平成29年2月28日残高	1,269	1,074	13,952	△3,014	13,282

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成28年3月1日残高	0	51	52	12,944
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△490
親会社株主に帰属する当期純利益				1,253
自 己 株 式 の 取 得				△372
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	18	51	70	70
連結会計年度中の変動額合計	18	51	70	460
平成29年2月28日残高	19	102	122	13,404

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 柿安グルメフーズ株式会社

非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

柿安グルメフーズ株式会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・製品、原材料、仕掛品

主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・商品、貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く。）

- ・建物（建物附属設備は除く。） 定額法
 - ・その他 定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）
- ・主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 2～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～10年 |
| 工具器具及び備品 | 2～20年 |
- （会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く。）

- ・ソフトウェア（自社利用） 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ・その他 定額法

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の
期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 過去勤務費用及び
数理計算上の差異の
費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,040百万円

(2) 担保に供している資産

建 物	635百万円
土 地	1,003百万円
計	1,638百万円

担保資産に対応する債務

長期借入金 125百万円

（1年内返済予定額を含む。）

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途・場所	種別	減損損失（百万円）
店舗等		
関東地区 6件	建物及び構築物	185
中部地区 4件	機械装置及び運搬具	0
関西地区 2件	その他の	1
九州地区 1件		
合計		186

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基礎とし、また遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。

営業利益が継続してマイナスである店舗は、回収可能価額まで減額し、その差額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、路面店舗等の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による鑑定評価額等によっております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 12,446,700株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 1,740,627株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成28年5月20日開催の第48期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 490百万円
- ・1株当たり配当額 45円
- ・基準日 平成28年2月29日
- ・効力発生日 平成28年5月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年5月19日開催予定の第49期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 481百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 45円
- ・基準日 平成29年2月28日
- ・効力発生日 平成29年5月22日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要に応じて銀行借入によって資金を調達しております。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金につきましては、顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券につきましては、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

差入保証金につきましては、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金につきましては、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。

未払金、未払法人税等につきましては、すべて3ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金につきましては、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で1年7ヶ月であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権につきましては、営業部門が経理部門と連携して、主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金につきましては、営業部門が賃貸借契約締結時等に差入先の信用状況を確認するなど回収可能性を検討するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を継続して維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定については変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2．参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,610	6,610	—
(2) 売掛金	2,571	2,571	—
(3) 投資有価証券	199	199	—
(4) 差入保証金	772	756	△15
資 産 計	10,153	10,137	△15
(1) 買掛金	1,235	1,235	—
(2) 未払金	455	455	—
(3) 未払法人税等	481	481	—
(4) 長期借入金（※）	212	214	2
負 債 計	2,384	2,387	2

（※）1年内返済予定長期借入金が含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価につきましては、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

当社グループでは、差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	7
差入保証金	61

- ・投資有価証券の一部については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- ・差入保証金の一部については、保証金の返還時期を合理的に見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,252円08銭
- (2) 1株当たり当期純利益 116円22銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,657	流動負債	3,923
現金及び預金	6,046	買掛金	1,235
売掛金	2,683	1年内返済予定長期借入金	137
商品	8	リース債務	9
製品	271	未払金	427
原材料	159	未払法人税等	466
仕掛品	238	未払消費税等	187
貯蔵品	16	未払費用	938
前払費用	11	預り金	57
繰延税金資産	203	賞与引当金	364
その他	20	役員賞与引当金	34
固定資産	7,794	資産除去債務	58
有形固定資産	6,112	その他	6
建物	3,096	固定負債	621
構築物	18	長期借入金	75
機械及び装置	271	リース債務	9
車輛運搬具	12	長期未払金	74
工具器具及び備品	412	資産除去債務	462
土地	2,261	その他	0
リース資産	17	負債合計	4,545
建設仮勘定	22	純資産の部	
無形固定資産	196	株主資本	12,887
借地権	5	資本金	1,269
ソフトウェア	116	資本剰余金	1,074
ソフトウェア仮勘定	62	資本準備金	1,074
電話加入権	11	利益剰余金	13,558
その他	0	利益準備金	125
投資その他の資産	1,485	その他利益剰余金	13,432
投資有価証券	206	別途積立金	8,800
関係会社株式	10	繰越利益剰余金	4,632
長期前払費用	231	自己株式	△3,014
繰延税金資産	183	評価・換算差額等	19
差入保証金	833	その他有価証券評価差額金	19
その他	21	純資産合計	12,907
資産合計	17,452	負債・純資産合計	17,452

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		43,291
売 上 原 価		22,556
売 上 総 利 益		20,734
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,588
営 業 利 益		2,145
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3	
そ の 他	56	60
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
そ の 他	6	10
経 常 利 益		2,195
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	
そ の 他	0	4
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10	
減 損 損 失	186	
そ の 他	10	207
税 引 前 当 期 純 利 益		1,992
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	774	
法 人 税 等 調 整 額	18	793
当 期 純 利 益		1,198

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から)
(平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成28年3月1日残高	1,269	1,074	125	8,800	3,924	12,849	△2,641	12,551
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△490	△490		△490
当期純利益					1,198	1,198		1,198
自己株式の取得							△372	△372
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	708	708	△372	335
平成29年2月28日残高	1,269	1,074	125	8,800	4,632	13,558	△3,014	12,887

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年3月1日残高	0	0	12,552
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△490
当期純利益			1,198
自己株式の取得			△372
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	18	18	18
事業年度中の変動額合計	18	18	354
平成29年2月28日残高	19	19	12,907

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- | | |
|---------|---|
| ・関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ・其他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

② たな卸資産

- | | |
|-------------|--|
| ・製品、原材料、仕掛品 | 主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・商品、貯蔵品 | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

- | | |
|----------------------|--|
| ・建物（建物附属設備は除く。） | 定額法 |
| ・その他 | 定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法） |
| ・主な耐用年数は以下のとおりであります。 | |
| 建物及び構築物 | 2～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～10年 |
| 工具器具及び備品 | 2～20年 |

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ・ソフトウェア（自社利用） | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
| ・その他 | 定額法 |

- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	166百万円
関係会社に対する短期金銭債務	0百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,040百万円

(3) 担保に供している資産

建 物	635百万円
土 地	1,003百万円
計	1,638百万円

担保資産に対応する債務

長期借入金	125百万円
-------	--------

(1年内返済予定額を含む。)

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	売上高	624百万円
	営業取引以外の取引高	11百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途 ・ 場 所		種 別	減損損失 (百万円)
店舗等			
関東地区 6件 中部地区 4件 関西地区 2件 九州地区 1件		建 物	184
		構 築 物	0
		機 械 及 び 装 置	0
		長 期 前 払 費 用	1
合 計			186

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基礎とし、また遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。

営業利益が継続してマイナスである店舗は、回収可能価額まで減額し、その差額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、路面店舗等の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による鑑定評価額等によっております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項
普通株式

1,740,627株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
長期未払金	22百万円
賞与引当金	109百万円
未払事業税否認	40百万円
減損損失	99百万円
資産除去債務	155百万円
その他	52百万円
繰延税金資産計	480百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	81百万円
その他	12百万円
繰延税金負債計	93百万円
繰延税金資産の純額	386百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.5%から平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.2%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については29.9%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建 物	54百万円	46百万円	8百万円
合 計	54百万円	46百万円	8百万円

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1 年 内	5百万円
1 年 超	2百万円
合 計	8百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称又は氏名	議 決 権 等 の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役員及び その近親者	赤 塚 保	(被所有) 直接2.8	自己株式の 取得(注)	自己株式の 取得(注)	372	-	-

(注) 平成28年7月19日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSINeT-3)を利用し、自己株式を取得しており、取引価格は前日(平成28年7月19日)の終値(最終特別気配を含む。)1,863円であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,205円59銭
- (2) 1株当たり当期純利益 111円18銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年4月7日

株式会社柿安本店

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 山内佳紀 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 梶田哲也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社柿安本店の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社柿安本店及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年4月7日

株式会社柿安本店

取締役会御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 山内佳紀 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 梶田哲也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社柿安本店の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月11日

株式会社柿安本店 監査役会

常勤監査役 祖父江 宗 大 ㊟

社外監査役 梶 川 融 ㊟

社外監査役 百 瀬 雅 教 ㊟

社外監査役 根 岸 康 二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と位置づけ、利益配分につきましては将来の事業展開や経営環境の変化に対応するため、内部留保に留意しつつ、安定的な配当を行うことを念頭に置き、業績に応じて総合的に決定することを基本方針としております。

以上の方針に基づきまして、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第49期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の新規出店その他の事業展開を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金45円

配当総額 481,773,285円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年5月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 公告方法の変更

公告に関する利便性の向上及び合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

(2) インターネット開示制度導入に関する規定の新設

インターネットの普及を考慮して、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、株主の皆様へ提供したものとみなすことができるようにするための規定を新設するものであります。

(3) その他

条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものといたします。

(下線部は変更箇所を示しております。)

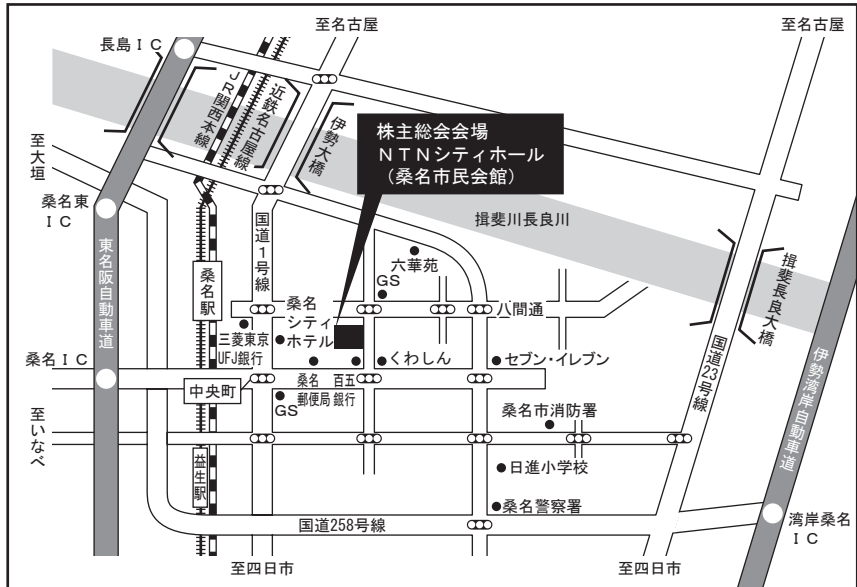
現 行 定 款	変 更 案
第1条～第4条 (条文省略) (公告の方法)	第1条～第4条 (現行どおり) (公告の方法)
第5条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>	第5条 <u>当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条～第16条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第6条～第16条（現行どおり）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第17条～第54条（条文省略）</p>	<p>第18条～第55条（現行どおり）</p>

以上

会場ご案内図

会 場 三重県桑名市中央町三丁目20番地
NTNシティホール（桑名市民会館）大ホール
お問合せ先 （0594）23-5500（株式会社柿安本店）



交通のご案内

- ・ JR関西本線「桑名駅」、近鉄名古屋線「桑名駅」東口より徒歩約15分
- ・ 東名阪自動車道「桑名IC」より車で約15分
- ・ 伊勢湾岸自動車道「湾岸桑名IC」より車で約15分
- ・ 「桑名駅」東口より、午前9時から10分程度の間隔で会場行きバス便を運行いたします。
バス乗場へは当社係員のご案内いたします。
- ・ 株主総会終了後、会場から「桑名駅」東口行きのバス便を運行いたします。
- ・ 駐車場に限りがありますので、公共交通機関またはバスをご利用ください。